



庄内空港利用振興協議会では、庄内空港の利用拡大を目的として教育旅行を対象とした助成事業を実施しています。

利便性の高い庄内空港利用で貴重な旅行時間を確保するとともに、子ども達に最寄りの空港を利用してもらうためにも、積極的なご活用をお願いします。

■ バス代助成制度の概要

対 象: 以下の2つの要件を満たす旅行

- ① 庄内地域以外の学校が主催する修学・研修旅行等で、児童・生徒が参加する旅行
- ② 庄内空港の発着便を利用する旅行

借上げバス代助成 **【庄内地域外の学校が対象】**

1台あたり**50,000円**〔往復利用〕
// **25,000円**〔片道利用〕

- ※ 学校(小・中・高校・特別支援学校・専修学校・各種学校等)
- ※ 「集合場所(学校等)⇄庄内空港」借上げバス利用が対象

助成要綱・
詳細はこちら



■ 申請の流れ

教育旅行のご計画にあたり、まずは事務局までお気軽にお問合わせください。
Q.助成制度の内容について Q.申請手続きについて Q.対象の可否について など

「教育旅行計画届」のご提出【学校⇒協議会】 ※ 事前申請制

- 教育旅行の計画が出来ましたら、『教育旅行計画届』を山形電子申請サービス(やまがたe申請)より必要事項を入力し、申請してください。
- 「行程表」(旅行会社作成の行程表 等)も併せてご提出願います。

山形電子
申請サービス
(やまがたe申請)



「教育旅行計画認定書」のお受け取り【協議会⇒学校】

教育旅行の催行

「助成金交付申請書」のご提出【学校⇒協議会】

- 教育旅行を催行後に①～④を提出してください。
 - ① 交付申請書
 - ② 旅行実績
 - ③ バス代の「領収書・明細書」の写し
 - ④ 振込先口座が分かるもの ※ PDF等の画像データでの送付可

旅行実績は、次の情報の記載がある資料をご提出ください。(任意様式)

【チェックリスト】

- 学校名
- 出発日・到着日
- 参加生徒数
- 利用した空港
- 目的地
- 利用した便名
- バスの利用・台数が分かる資料

「助成金」のお受け取り【協議会⇒学校】 指定口座への振込

お問合せ
ご提出先

庄内空港利用振興協議会 (事務局:山形県庄内総合支庁 総務課 連携支援室)
住所/〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
TEL/0235-66-5442 E-mail/yshonairenkei@pref.yamagata.jp